

お知らせ

令和 6 年 6 月  
JAバンク新潟県信連

JAバンク優遇プログラム規定の一部改正について

令和6年7月16日付でJAバンク優遇プログラム規定を一部改正いたします。  
なお、改正内容の詳細につきましては、別添新旧対照表をご参照ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>  
JAバンク新潟県信連 営業部  
TEL : 025 - 211 - 2141



J Aバンク優遇プログラム規定 新旧対照表

(改正後)

J Aバンク優遇プログラム規定

1～3 (省略)

4 得点・ステージ

(1)～(2) (省略)

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	80
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	80
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	40
<u>貸出金</u> 残高	月末時点で <u>貸出金</u> 残高があること。延滞債権は除きます。また、一部対象外となる商品があります。	40

(4)～(5) (省略)

5 優遇

(1)～(3) 省略

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
提携A T M 入出金手数料の無料化 (注1)	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M（セブン銀行・ローソン銀行・イーネット）ならびにゆうちょ銀行）で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数まで、A T M取引手数料が無料化されます。	-	1回 まで <u>(削除)</u>	3回 まで <u>(削除)</u>

(注1) 普通貯金（一般・総合）のお取引が優遇対象となります。貯蓄貯金のお取引は優遇対象外となりますのでご注意ください。

(削除)

6 (省略)

7 変更・終了

(改正前)

J Aバンク優遇プログラム規定

1～3 (省略)

4 得点・ステージ

(1)～(2) (省略)

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	80
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	80
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	40
<u>ローン</u> 残高	月末時点で <u>ローン</u> 残高があること。延滞債権は除きます。また、一部対象外となる商品があります。	40

(4)～(5) (省略)

5 優遇

(1)～(3) 省略

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
提携A T M 入出金手数料の無料化 (注1)	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M（セブン銀行・ローソン銀行・イーネット）ならびにゆうちょ銀行）で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数まで、A T M取引手数料が無料化されます。	-	1回 まで <u>(注2)</u>	3回 まで <u>(注2)</u>

(注1) 普通貯金（一般・総合）のお取引が優遇対象となります。貯蓄貯金のお取引は優遇対象外となりますのでご注意ください。

(注2) 令和4年3月1日から24日のご利用においては、ステージ2:2回まで、ステージ3:4回まで、となります。

6 (省略)

7 変更・終了

<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合</li> <li>②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合</li> <li>③すでに利用されているローン等を延滞されている場合</li> <li>④契約者本人が亡くなった場合</li> <li>⑤金融情勢の変化、その他当会が相応の事由があると判断した場合</li> </ul> <p>8 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><b>令和6年7月16日現在</b> 新潟県信用農業協同組合連合会</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合</li> <li>②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合</li> <li>③すでに利用されているローン(追加)を延滞されている場合</li> <li>④契約者本人が亡くなった場合</li> <li>⑤金融情勢の変化、その他当会が相応の事由があると判断した場合</li> </ul> <p>8 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><b>令和4年2月28日現在</b> 新潟県信用農業協同組合連合会</p>
--	---